

## 福島県鮫川村と東京農業大学との連携協力に関する協定書

平成22年6月30日

### (目的)

第1条 この協定は、福島県鮫川村と東京農業大学が包括的な連携のもとに、「山村環境の整備、再生、発展」の実現のため、環境整備、地域再生、地域農業の振興等様々な分野において、相互に協力することを目的とする。

### (協力事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) 山村環境の整備、再生、発展のための連携事業
- (2) 地域再生・活性化の人材育成教育のための連携事業
- (3) 伝統文化維持・発展のための連携事業
- (4) 遊休荒廃農地再生のための連携事業
- (5) 資源循環型農林業推進のための連携事業
- (6) 地域特産品開発のための連携事業
- (7) その他両者が協議して必要と認める連携事業

### (有効期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、本協定書の有効期間満了日の3ヶ月前までに、福島県鮫川村と東京農業大学のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### (その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項について、福島県鮫川村と東京農業大学が協議をして別に定めるものとする。

本協定の証しとして本協定書を2通作成し、署名捺印のうえ、各自その1通を所持する。

福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5  
福島県鮫川村長

大樂勝弘 

東京都世田谷区桜丘1丁目1番1号  
東京農業大学学長

大澤貴村 